

家畜衛生だより

Animal Hygiene News Letter

第283号

令和2年5月14日



新潟県

発行元：中央家畜保健衛生所

〒959-0423 新潟市西蒲区旗屋 686

TEL 0256-88-3141 FAX 0256-88-3185

Mail ngt066010@pref.niigata.lg.jp

令和2年度の重点実施事項

○家畜衛生対策の徹底

豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生予防対策（飼養衛生管理基準遵守等）の再徹底を行います。また、発生時に的確かつ迅速な対応ができる体制（地域マニュアルの再整備、埋却地等の確保等）を強化します。特に、豚熱については、飼養豚への予防的ワクチン接種を円滑に実施します。

○生産基盤の強化

意欲ある畜産の担い手を支援する体制や取組について積極的に協力し、後継者や規模拡大する酪農・肉牛経営者等へ技術支援や衛生対策の推進等を総合的に行います。

○ブランドカの強化、生産性向上及びコスト低減による所得確保

これまでと同様に、衛生的な飼養管理による安全・安心な畜産物の生産を推進し、生産者に協力し、牛乳房炎、牛白血病、PRRS等の慢性疾病対策を行います。また、ICT技術等の新技術の普及や受精卵移植技術を活用した効率的な子牛生産等を支援します。

家畜伝染病予防法が改正

4月3日に改正が公布されました。アジア地域でまん延するアフリカ豚熱（ASF）をはじめとする悪性家畜伝染病や、国内における豚熱（CSF）の対策に重点をおき防疫対策が強化されています。主な改正点は以下のとおりです。

発生予防措置

- ・国による水際対策の強化
- ・農場による患畜等の廃却地に備えた土地等の確保
- ・農場による飼養衛生管理基準の遵守
- ・飼養衛生管理状況の報告、違反時の罰則等強化

飼養衛生管理の強化（家畜の所有者による）

- ・衛生管理区域に出入りする際の消毒義務
- ・農場ごとに衛生管理の責任者を設置
（別途お知らせしますのでご協力願います。）
- ・基準の遵守、定期報告、違反時の罰則強化

まん延防止措置

- ・予防的殺処分の対象にアフリカ豚熱が追加
（法定受託事務）
- ・市町村による消毒費用等の財政支援

野生動物の感染対策

- ・家畜伝染病の浸潤状況調査
- ・経口ワクチンの散布
- ・野生動物で発見された場合、家畜等の移動制限等

養豚では、飼養衛生管理マニュアルの作成、防護柵の設置、エコフィード飼料の利用方法等、飼養衛生管理基準の項目が改定されます。詳細は豚熱ワクチン接種時等に説明します。

新潟県内で野生イノシシの豚熱（CSF）感染を確認！

新潟県上越地域で発見された死亡野生イノシシにおいて豚熱の感染が確認されました。

	採材日	発見場所・状況
1 例目	4/20	妙高市西野谷新田の水田 幼獣、雌、体長 50 cm、体重 12 kg 22 日、県の遺伝子検査で陽性と判定。 24 日、国による確定検査で陽性が確定
2 例目	4/22	上越市正善寺の山道 幼獣、雄、体長 50 cm、体重 5 kg 24 日、県の遺伝子検査で陽性と確定* ※2 例目以降は県の結果をもって確定と判断



その後、京都府、神奈川県でも野生イノシシの感染が確認され、1 府 14 県となり徐々に拡大している状況です。

新潟県では全養豚場で豚熱ワクチンを接種していますが、飼養衛生管理基準の徹底と異常豚の早期通報を改めてお願いします。

サシバエ対策

畜産農家を悩ます衛生害虫のハエですが、近年、その一種で吸血性の「サシバエ」が農場内で増え、問題となっています。乳用牛では、大量発生による吸血を受け、ストレスが高まり、飼料摂取量が減少し、乳量や増体量が低下します。同様に、肉用牛においても、吸血の影響により横臥時間が短縮され、良好な反芻が不十分となり、増体や肥育牛の場合肉質への影響も懸念されます。

【サシバエ対策】

- ① 発生場所の確認・清掃
- ② 幼虫対策 発生場所に2～4週間隔で脱皮阻害剤を散布します。
- ③ 成虫対策 物理的な対策としては、2ミリ以下の目の防虫ネットの設置や1.5m以下の低い位置に電撃殺虫器や粘着シートの設置があげられます。また、サシバエの休憩場所となる牛舎回りの草刈りも有効です。薬剤はサシバエや牛体に直接殺虫剤の噴霧を行います。粘着シート(右写真)は、黒毛和牛農場で試験的に粘着シートを作成しサシバエ対策を実施。結果はある程度の効果はありました。作成方法は、段ボール(黒ビニール可)に黒色スプレーを塗布、乾燥後さらに粘着スプレーを塗布します。



《4月から新体制となりました》

本年度も当所業務へのご理解とご協力をお願いします。

*：転入者

所長・次長	課・係	課長	副参事	主査・主任・獣医師
所長 樋口良平	企画指導課	内山保彦	松本和之*	竹内智胤* 山家菜摘美(育休中) 大勝裕子
	庶務係		照田雅子*	後藤真由美
次長 内山保彦	防疫課	曾我万里子	篠川温*	中村正明 濱田英莉(育休中) 吉崎 響(新採用)
	病性鑑定課	會田恒彦	福留 静	桐生直哉 小野里洋行 佐藤圭介 羽入さち子

家畜衛生たより

No.205 令和2年4月発行

〒952-1209 佐渡市千種 264 番地

Tel 0259-63-2676 Fax 0259-63-4781

E-mail ngt066011@pref.niigata.lg.jp



中央家畜保健衛生所佐渡支所

早めの暑熱対策を検討してください！

近年、地球温暖化の影響が春先の5月から夏日(25℃以上)、真夏日(30℃以上)となる傾向にあります。昨年新潟県(新潟市)では、5月に夏日が8日間、真夏日が3日間、最高気温は31.6℃を記録しています。そのため、本格的な暑さが来る前に暑熱対策を始めることが重要です。早めに対策を実施し、採食量および受胎率の低下など家畜の生産性低下を防ぎましょう。

【畜舎温度を下げる】

○畜舎外の対策

- ・グリーンカーテンや遮光ネットの活用
- ・壁への断熱材の利用
- ・屋根への遮熱材(石灰乳等)の塗布
- ・屋根へのスプリンクラーの設置

○畜舎内の対策

- ・換気扇などによる送風
- ・家畜への直接送風や散水

【家畜へのストレスを低減する】

○飼養管理面の対策

- ・密飼防止
- ・毛刈りの実施(牛)
- ・冷たい水を十分に飲めるようにしておく
- ・飼料は涼しい時間に給与
- ・良質で消化率の高い飼料を給与
- ・必要に応じ、ビタミンやミネラル補給



畜舎壁にグリーンカーテン設置



換気扇による送風



畜舎屋根への石灰乳塗布



畜舎屋根へのスプリンクラー設置

サシバ工対策

畜産農家を悩ます衛生害虫のハエですが、近年、その一種で吸血性の「サシバ工」が農場内で増え、問題となっています。乳用牛では、大量発生による吸血を受け、ストレスが高まり、飼料摂取量が減少し、乳量や増体量が低下します。同様に、肉用牛においても、吸血の影響により横臥時間が短縮され、良好な反芻が不十分となり、増体や肥育牛の場合肉質への影響も懸念されます。

【サシバ工対策】

① 発生場所の確認・清掃

サシバ工は放置された糞便や掃除されにくい場所(牛舎・牛房の隅、給水器の下、飼槽周囲など)に産卵します。掃除しにくい場所は越冬にも適しています。まめな確認清掃が重要です。

② 幼虫対策

発生場所に脱皮阻害剤を散布します。2～4週間隔でしっかり散布すると効果的。

③ 成虫対策

物理的な対策としては、目の細かい防虫ネット(2ミリ以下)の設置や1.5m以下の低い位置に電撃殺虫器や粘着シートの設置があげられます。また、サシバ工の休憩場所となる牛舎回りの草刈りも有効です。薬剤はサシバ工や牛体に直接殺虫剤の噴霧を行います。



粘着シート試験(右写真)

昨年度、黒毛和牛農場で試験的に粘着シートを作成しサシバ工対策を実施。結果、ある程度の効果はありました。

粘着シート：段ボール(黒ビニール可)に黒色スプレーを塗布、乾燥後さらに粘着スプレーを塗布。

新体制になりました。よろしくお願ひします。



右から

主 査 佐藤香代子
主 査 福留 信司(転入者)
支所長 小林 淳壱
主任(事務) 原 大和

お世話になりました。

鍋田信吾→長岡食肉衛生検査センターへ

家畜衛生だより

新潟県下越家畜保健衛生所
〒957-0015 新発田市東新町1丁目7-6
TEL:0254-22-3067 FAX:0254-24-4022
夜間・休日:080-1134-8706
E-mail:ngt066020@pref.niigata.lg.jp



No.266 令和2年5月発行

CSF (豚熱) ～新潟県でも野生イノシシの感染確認～

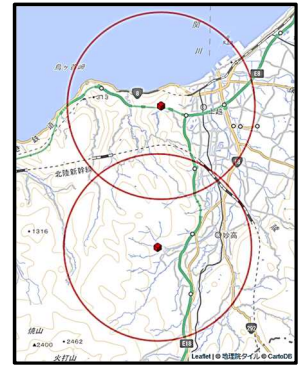
<新潟県内で初めて野生イノシシの感染確認>

1 経過

令和2年4月20日に妙高市で採材された野生イノシシについて、22日新潟県のCSF 遺伝子検査で陽性となり、24日の国の確定検査でCSF感染が確認されました。また、4月22日に上越市で採材された野生イノシシの検体でもCSF感染が確認されています。

2 概要

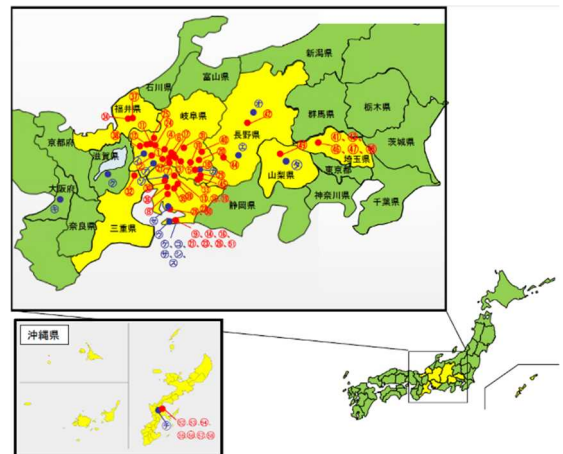
	採材日	発見場所	状況
1 例目	4月20日	妙高市西野谷新田	幼獣、雌、体長50cm 水田内で死亡 外傷なし
2 例目	4月22日	上越市正善寺	幼獣、雄、体長50cm 山中で死亡 削瘦顕著



<国内の状況>

国内でのCSF (豚熱)の発生は、令和2年3月12日の沖縄県うるま市での発生(58事例目)を最後に確認されていません。また、4月14日には沖縄県の移動制限区域が解除され、国内の制限区域はなくなりました。

飼養豚への野生イノシシからの感染リスクが高いと判断された24都府県がワクチン接種推奨地域に指定されています。また、野生イノシシ対策として、18都府県に経口ワクチン散布によるワクチンベルトの構築、22都府県を捕獲重点エリアに設定するなどして、野生イノシシの感染確認区域の拡大防止に努めています。



<新潟県の状況>

農林水産大臣からワクチン接種推奨地域に指定されたことを受け、令和2年1月16日から3月30日にかけて県内全養豚場のワクチン接種が完了しています。また、野生イノシシ対策として3月23日に糸魚川市の48箇所に経口ワクチンの散布を行いました。

<野生イノシシの状況>

平成30年9月13日以降、12県で野生イノシシのCSF感染が確認されています。前述のとおり令和2年4月24日には新潟県内においても初めて感染が確認され、27日には京都府でも確認され、1府13県となりました。

新潟県検査状況：18市町村158検体中陽性2検体(令和2年4月30日現在)

飼養衛生管理基準の遵守徹底、異常畜の早期発見・通報をお願いします。

衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます ～令和2年7月より施行されます～

令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することを目的に家畜伝染病予防法が一部改正され、**全ての家畜所有者**に「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。

飼養衛生管理者とは . . .

- ・衛生管理区域（農場）における飼養衛生管理の責任者です。
- ・飼養衛生管理区域ごとに一人選任していただきます（飼養者自ら管理者になることも可能）。
- ・飼養衛生管理者には、以下の業務を行い、従業員等が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜伝染病の発生予防・まん延防止の徹底を図る役割があります。

- ① 衛生管理区域（農場）に出入りする者の管理（チェック・指導）
- ② 従業員への飼養衛生管理基準の周知と教育
- ③ 国や県から共有される家畜伝染病の発生情報等を踏まえた対応

「飼養衛生管理者」を選任すると . . .

- ・今後、国・県において飼養衛生管理者のメーリングリストを整備し、随時、家畜衛生に関する情報や飼養衛生管理に関する研修会の情報をお送ります。
- ・これにより、常に最新・正確な情報が得られるようになるので、家畜の伝染性疾病の発生に対しの確な予防とまん延防止を徹底できるようになります。
- ・後日、家畜保健衛生所より説明がありますが、令和2年7月1日までに衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者を選任し報告願います。なお、報告いただいた情報は目的外に使用しません

早めの暑熱対策を

近年、地球温暖化の影響か春先の5月から夏日(25℃以上)、真夏日(30℃以上)となる傾向にあります。昨年新潟県(新潟市)では、5月に夏日が8日間、真夏日が3日間、最高気温は31.6℃を記録しています。そのため、本格的な暑さが来る前に暑熱対策を始めることが重要です。早めに対策を実施し、採食量および受胎率の低下など家畜の生産性低下を防ぎましょう。

【畜舎温度を下げる】

○畜舎外の対策

- ・グリーンカーテンや遮光ネットの活用
- ・壁への断熱材の利用
- ・屋根への遮熱材(石灰乳等)の塗布
- ・屋根へのスプリンクラーの設置

○畜舎内の対策

- ・換気扇などによる送風
- ・家畜への直接送風や散水

【家畜へのストレスを低減する】

○飼養管理面の対策

- ・密飼防止
- ・毛刈りの実施(牛)
- ・冷たい水を十分に飲めるようにしておく
- ・飼料は涼しい時間に給与
- ・良質で消化率の高い飼料を給与
- ・必要に応じ、ビタミンやミネラル補給

★ 今年もお世話になります ★

令和2年4月1日の人事異動により新体制となりましたので、よろしく願います。

※転入者

所長・次長	課	課長	副参事 技術専門員	主査・主任
所長 仲山美樹子	企画指導課	(次長) 濱崎尚樹	※権田寛子 渡辺誠市	宮野 聡 田中健介 野崎朋子
次長 濱崎尚樹	防疫課	里麻 啓		木村仁徳 和食雄一 堀江香会 篠川有理 佐々木宏

家畜衛生だより

 中越家畜保健衛生所

No.189 2020年5月発行

〒949-7413 魚沼市堀之内 2914-2

Tel 025-794-2121 Fax 025-794-5400

E-mail ngt066040@pref.niigata.lg.jp

新潟県内で野生イノシシのCSF（豚熱）感染を確認！

～農場へのウイルス侵入防止対策を継続してください～

新潟県上越地域で発見された死亡野生イノシシにおいてCSFの感染が確認されました。

	採材日	発見場所・状況
1例目	4/20	妙高市西野谷新田の水田 幼獣、雌、体長50cm、体重12kg 22日、県の遺伝子検査で陽性と判定。 24日、国による確定検査で陽性が確定
2例目	4/22	上越市正善寺の山道 幼獣、雄、体長50cm、体重5kg 24日、県の遺伝子検査で陽性と確定※ ※2例目以降は県の結果をもって確定と判断



※県内の全農場でCSFワクチンを接種していますが、飼養衛生管理基準の徹底と異常豚の早期通報をお願いします。

近隣県での野生イノシシの感染状況（各県HP公表の4月末現在の陽性頭数、うち3、4月の確認頭数）

		岐阜	愛知	三重	福井	長野	富山	石川	滋賀	埼玉	群馬	静岡	山梨	京都
陽性頭数		1181	131	80	59	200	54	23	181	85	24	181	13	1
月別	3/1～31	12	5	9	2	15	9	3	29	8	3	40	5	0
	4/1～30	1	0	25	0	10	4	1	6	0	1	18	0	1

※新たに、京都府で4月21日に捕獲された野生イノシシで感染を確認

衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます！

～令和2年7月より施行されます～

令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することを目的に家畜伝染病予防法が一部改正され、**全ての家畜所有者**※に「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。

※牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、ぎし、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者

飼養衛生管理者とは...

- ・衛生管理区域（農場）における飼養衛生管理の責任者です。
- ・飼養衛生管理区域ごとに一人選任していただきます（飼養者自ら管理者になることも可能）。
- ・飼養衛生管理者は、以下の業務を行い、従業員等が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜伝染病の発生予防・まん延防止の徹底を図るもの。

- ① 衛生管理区域（農場）に出入りする者の管理（チェック・指導）
- ② 従業員への飼養衛生管理基準の周知と教育
- ③ 国や県から共有される家畜伝染病の発生情報等を踏まえた対応

裏面に続く

「飼養衛生管理者」に選任すると...

- ・今後、国・県において飼養衛生管理者のメーリングリストを整備し、随時、家畜衛生に関する情報や飼養衛生管理に関する研修会の情報をお送ります。
- ・これにより、常に最新・正確な情報が得られるようになるので、家畜の伝染性疾病の発生に対する確かな予防とまん延防止を徹底できようになります。
- ・後日、家畜保健衛生所より説明がありますが、令和2年7月1日までに衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者を選任し、その方の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥衛生管理区域の代表住所を報告願います。なお、報告いただいた情報は目的外に使用しません

飼養衛生管理基準（豚・いのしし）が改正されました！

～令和2年7月1日より施行されます（一部取組については猶予期間あります）～

改正のポイント

1 家畜の所有者の責務を新設

・・・家畜所有者は家畜伝染病の発生予防、まん延防止に対する責任を有する（関係法令の遵守、農場の防疫体制を構築、他の家畜所有者・関係機関と協力し衛生意識を高め衛生管理を行う）

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者の周知を新設（R3.4月～）

・・・農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成する

3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設

・・・野生動物に家畜伝染病の病原体が確認されている地域を大臣指定地域に指定し必要な措置を追加

- ▶野生動物の感染確認地域に立ち上った者の衛生管理区域の立入制限
- ▶安全な資材の利用
- ▶畜舎ごとの専用の衣服使用
- ▶畜舎外の病原体による汚染防止措置

4 衛生管理区域の明確化

・・・衛生管理区域の境界を柵等で明確に区分。出入口の数を必要最低限とする。

5 放牧制限の準備措置を新設（R3.4月～）

6 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設（R2.11月～）

・・・野生イノシシの生息地域に所在する農場は防護柵の設置が必要

7 畜舎等への野鳥などの侵入防止措置を新設（R2.11月～）

8 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用での処理、管理方法を改正（R3.4月～）

・・・肉類を原料とする飼料を給与する場合、適正に処理（攪拌しながら90℃・60分間以上等の処理、加熱後交差汚染しない措置）を用いること

9 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

10 畜舎ごとの専用の衣類及び靴の使用を追加

11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設

新体制になりました。よろしくお願ひします

※転入者

所長・次長	課	課長	技術専門員	主査・主任・獣医師
所長 本間 裕一	企画指導課	平山 栄一	丸山 幹夫	馬場 伸二（庶務担当） 今井 杏子 大川原 志織 漆原 麻純*
次長 平山 栄一	防疫課	阿部 隆司	渡邊 大成	五十嵐 紗代子

転出者：竹内智胤→中央家畜保健衛生所、安野僚太郎→妙法育成牧場

家畜衛生だより

No. 203 令和2年5月発行



上越家畜保健衛生所

〒943-8551

新潟県 上越市本城町 5-6

TEL: 025-526-9441 FAX: 522-1724

E-mail: ngt066060@pref.niigata.lg.jp

豚熱（CSF） ～ 上越管内で野生イノシシの「陽性」を確認 ～

上越地域において、死亡した野生イノシシ2頭から県内初となるCSFの感染が確認されました。また、4/27には京都府でも野生イノシシの感染を確認、これを受け大阪府、和歌山県、兵庫県も養豚場でのワクチン接種推奨地域に指定されました。野生イノシシでの感染は、1府13県となり徐々に拡大している状況です。

<新潟県での確認状況>

事例	確認日	発見場所・状況
1	4/20	妙高市西野谷新田の水田 幼獣、雌、体長50cm、体重12kg
		22日、県の遺伝子検査で陽性 24日、国の確定検査で感染を確定
2	4/22	上越市正善寺の山道 幼獣、雄、体長50cm、体重5kg
		24日、県の遺伝子検査で陽性 (2例目以降は県段階で確定)



地理院地図を使用

新潟県では、今年の3月までに全ての養豚場でのCSFワクチンの初回接種が完了し、これ以降は随時追加接種を行っています。また、野生動物侵入防止のための防護柵等について、管内では全ての養豚場での設置が完了しています。

飼養衛生管理基準が改定 ～ 飼養衛生管理者の選任を義務化 ～

飼養衛生管理基準が改定され、令和2年7月から農場ごとに「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。これに伴い、県では全ての農場の飼養衛生管理者をリスト化するための調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

<飼養衛生管理者とは>

- 農場における飼養衛生管理の責任者で、以下の業務を行います。
- ・衛生管理区域（農場）に出入りする者の管理（確認及び指導）
 - ・従業員への飼養衛生管理基準の周知と教育
 - ・国や県から共有される家畜伝染病の発生情報等を踏まえた対応

養豚については、防疫マニュアルの作成、防護柵の設置、食品残渣飼料の利用方法など、多くの項目が改定されます。詳細は、農場訪問時に説明します。

飼養衛生管理基準の遵守徹底、異常畜の早期発見・通報をお願いします

笹ヶ峰放牧場 ～ 本年度の衛生検査体制 ～

笹ヶ峰放牧場では、今冬の暖冬小雪の影響で、例年より早い 5 月下旬には開牧となりそうです。馴致やワクチン接種など、上牧に向けた準備を早めに進めてください。衛生検査については、例年どおりの対応となりますが、牛ウイルス性下痢・粘膜病 (BVD-MD) 検査が本年度から有料となります。ご理解くださるようお願いいたします。

<本年度の衛生検査体制>

区分	検査項目	対象牛	検査手数料
上牧前検査	ヨーネ病	検査未実施の牛	700 円
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	検査未実施の牛	2,000 円
	牛白血病 (抗体検査)	全頭	無料
	牛白血病 (遺伝子検査)	抗体陰性牛	無料
放牧検査	牛白血病 (抗体検査)	陰性牛群	無料
	ピロプラズマ病 (放牧期間中 2 回実施)	全頭	470 円/回

暑熱対策 ～ 早めに対策しましょう!! ～

昨夏は、上越市内でも 40℃以上を観測するなど記録的な猛暑となりました。長期予報では、今夏も暑くなると予想されていますので早めに対策してください。

【畜舎温度を下げる】

○畜舎外の対策

- ・グリーンカーテンや遮光ネットの活用
- ・壁への断熱材の利用
- ・屋根への遮熱材(石灰乳等)の塗布
- ・屋根へのスプリンクラーの設置

○畜舎内の対策

- ・換気扇などによる送風
- ・家畜への直接送風や散水

【家畜へのストレスを低減する】

○飼養管理面の対策

- ・密飼防止
- ・毛刈りの実施(牛)
- ・冷水を十分に飲めるようにする
- ・飼料は涼しい時間に給与
- ・良質で消化率の高い飼料を給与
- ・ビタミンやミネラル補給

《令和 2 年度 業務体制》

昨年度と同じ体制となります。本年度もどうぞよろしくお願ひします。

所 長	次 長 (企画指導課長)	企画指導課		防 疫 課	
		技術専門員	技術専門員	防疫課長	主 任
佐藤義政	後藤靖行	金子周義	牧井賢充	馬上 齊	八木笑子 (育休中)